

## 6 公共施設配置適正化の進め方

### (1)PDCAサイクルによる進行管理

基本計画や実行計画の着実に効率的な推進を図るため、計画の策定や実施を通じ PDCA サイクル（計画・実施・評価・改善）による進行管理を行います。

計画で定める目標や取組手法の達成状況を検証、評価しながら、基本計画の改定、実行計画の策定に反映させ、施設やサービスの改善・改革を進めていきます。

なお、計画期間は 10 年としていますが、計画の達成状況により、必要な場合には取組手法や数値目標の見直しについて検討します。

### (2)庁内及び庁外の検討体制

庁内横断的な検討体制として設置している「明石市施設配置適正化検討会議」を中心に、施設所管部・課等が連携し、公共施設配置適正化を効果的・効率的に推進していきます。

また、市議会との協議の場である「財政健全化推進協議会」、市民や関係団体、学識経験者との協議の場である「財政健全化推進市民会議」をはじめ、市民との意見交換会やパブリックコメントなどを通じて、公共施設配置適正化を進めていきます。

### (3)第5次長期総合計画や各施策分野における個別計画との整合

本市は、第5次長期総合計画において、まちづくり戦略を「子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す」として定め、そのための施策を重点的に展開し、まちづくりを推進しています。また、防災やコミュニティ推進、福祉等の各分野ごとに個別計画を定めており、長期総合計画に掲げるまちの姿の実現を目指しているところです。

公共施設配置適正化の具体的な取り組みにあたっては、長期総合計画や各個別計画との整合を図るとともに、必要により施設の果たす役割や提供されているサービスなど、個別計画を見直すことも含め、実効性を確保していきます。

### (4)市民との情報共有

公共施設の見直しは、市民、特に利用者にとって影響を受けることになります。また、保健、医療、子育て支援など市民生活に密接な施設については、利用者だけでなく、地域に与える影響も大きいことから、市民、地域社会に情報提供を行い、丁寧に説明していきます。

市民と行政が問題意識を共有することも当然に重要なことです。公共施設を利用し、または支えている多くの市民と行政が問題意識を共有し、将来の公共施設のあるべき姿について幅広い議論を進め、ひいては将来のまちづくりにとって実効性のある取り組みとなるように、出前講座や意見公募、意見交換会等を通じて、施設に関する様々な情報を積極的に開示・提供していきます。

## (5)国・県・近隣市町との連携

---

総務省より、公共施設等総合管理計画の指針が出され、公共施設更新問題は全国的な問題であることが示されました。本市においても、平成 25 年 8 月に策定した公共施設白書により公共施設の更新問題が生じることが明らかとなったため、本計画を策定したところです。今後は、国・県の動向を見極めながら、公共施設配置適正化に取り組んでいきます。

また、自治体単独での取り組みではなく、国や県、近隣市町との連携を進め、広域化等への取り組みも検討していきます。

## (6)公会計との連動を意識した進行管理

---

現在、国では新たな地方公会計制度（発生主義・複式簿記）の導入に向けた準備が進められており、今後、各自治体において新地方公会計にもとづく、財務書類等の整備が必要になります。

新地方公会計制度導入の効果としては、資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握、発生主義による正確な行政コストの把握、公共施設マネジメント等への活用が考えられ、公共施設配置適正化の取り組みを推進するにあたり、固定資産台帳の整備をはじめとする公会計との連動を意識した進行管理を行います。

## (7)職員の意識改革

---

中長期的かつ多岐にわたる公共施設配置適正化の取り組みを推進するには、施設を所管する関係部署だけで縦割りの判断をするのではなく、全ての公共施設の目的や配置状況を踏まえ、市全体を見据えた判断が必要となります。そのため、職員一人ひとりが、公共施設を取り巻く現状認識や課題を共有した上で、行政運営の基本となる最少の経費で最大の効果を得るという視点を常に持ち続け、取り組みの考え方や手法等について、前例にとらわれることなく柔軟な発想をもって、公共施設配置適正化が推進できるよう、職員の意識改革に取り組みます。